

令和8年度の千曲市介護予防・日常生活支援総合事業の単価について

1 訪問型サービス

① 指定介護予防訪問型サービス(相当サービス・A2)事業費

○ 基本報酬 (変更なし)

(単位)

種 別	① 対象者 ② 内容	現 行	備 考
訪問型サービス費 11	①事業対象者、要支援 1・2 ②1月につき・週1回程度の訪問	1,176	・平成 29 年度までの「介護予防訪問介護」に相当する事業。 ・加算については「国が定める単価」に準拠する。介護職員等処遇改善加算に変更、又は新設あり。
訪問型サービス費 12	①事業対象者、要支援 1・2 ②1月につき・週2回程度の訪問	2,349	
訪問型サービス費 13	①事業対象者、要支援 2 ②1月につき・週2回を超える訪問	3,727	

② 指定介護予防生活支援サービス(緩和型サービス・A3)事業費

○ 基本報酬 (変更あり)

(単位)

種 別	①対象者 ②内容	現 行	令和8年 6月～	備 考
イ	①事業対象者、要支援 1・2 ③ 月につき・週1回程度の訪問	1,055	1,083	・提供内容は「生活援助中心サービス」。 ・介護報酬 訪問介護費 生活援助中心所要時間 45 分以上の 220 単位を 参考とし、相当サービス A2 の処遇改善加算を勘案 した単価設定としている。
ロ	①事業対象者、要支援 1・2 ②1月につき・週2回程度の訪問	2,110 ※イ×2	2,166 ※イ×2	
ハ	①事業対象者、要支援 2 ②1月につき・週2回を超える訪問	3,165 ※イ×3	3,249 ※イ×3	

2 通所型サービス

① 指定介護予防通所型サービス(相当サービス・A6)事業費

○ 基本報酬 (変更なし)

(単位)

種 別	①対象者 ②内容	現 行	備 考
通所型サービス費11	①事業対象者、要支援 1 ②1月につき・週1回程度の通所	1,798	・平成 29 年度までの「介護予防通所介護」に相当する事業。 ・加算については「国が定める単価」に準拠する。介護職員等処遇改善加算に変更、又は新設あり。
通所型サービス費/212	①要支援 2 ②1月につき・週1回程度の通所	1,798	
通所型サービス費 12	①事業対象者、要支援 2 ②1月につき・週2回程度の通所	3,621	

② 指定介護予防運動機能・ミニデイサービス(サービス A7・緩和型サービス)事業費

○ 基本報酬 (変更あり)

(単位)

種 別	①対象者 ②内容	現行	令和8年 6月～	備 考
イ	①事業対象者、要支援 1・2 ②1月につき・週1回程度のサービス実施	1,530	1,575	・旧運動器機能向上加算(225 単位)等を含めた要支援 1 の A6 の単価に対し、現行の人員欠如減算(×70%) + 処遇改善加算を勘案した単価設定としている。 ・初回加算 200 単位。
ロ	①事業対象者、要支援 2 ②1月につき・週2回程度のサービス実施	2,909	2,996	